日本の滝一〇〇選

龍門滝

かじき広報

防災特集

日ごろの備えを大切に

題字　宇都宮町長

災害に備える

雨期の水害や土砂災害などを未然に防止しようと、町防災会議と町水防会議が六月十三日、消防会議室で開催されました。

防災会議では、崩土の恐れのある里ノ下、岩穴口、高井田、湯湾岳、弥勒の五つの防災点検か所を視察点検した後、現況や前年度の処置（町道小山田線）などが検討されました。

また、水防会議では、集中豪雨などから網掛川、宇曽ノ木川、別府川、日木山川の重要水防河川のはんらんを未然に防止して災害を最小限にくいとめ、公共の安全を保持するため河川の危険か所をあげ、非常事に備えて準備、連絡、出動、避難場所などの検討が行われました。

危険か所の点検を

▶台風の進路予報の表し方◀

暴風警戒域

予想された時刻に，この円内のどこかが暴風域になるおそれのある範囲です。どこが暴風域になるかは，予報円内の台風中心位置によります。

予報円

予想された時刻に，台風の中心が到達すると予想される範囲を示します。この円内に，台風の中心が入る確率は約60％です。

暴風域

平均風速でおおむね毎秒25メートル以上の風が吹いていると考えられる範囲です。台風に伴う暴風域はこの範囲と思ってください。
なお，この外側には強風域があります。

台風の動きが遅い場合は，12時間先の予報を省略することがあります。

強風域にも注意してください

1．暴風域の外側には，必ず強風域があります。強風域では平均風速でおおむね毎秒15メートル以上の強い風が吹いています。
2．暴風域や暴風警戒域のない台風でも，強風域を伴っています。
3．暴風域や暴風警戒域のない場合には，予報円のみの表示となります。

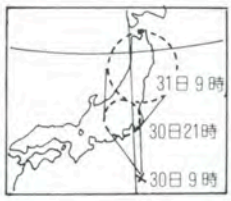

強風域だけの台風の場合（平均風速が毎秒25メートル未満の台風の場合）

4．強風域は図に表示しませんが，台風情報等には必ず入れることにしています。

台風情報は常に新しいものを使ってください

台風が日本に近づいた時には，台風の位置は1時間毎，進路予報は3時間毎に発表しています。
常にテレビ，ラジオなどで新しい情報を入手してください。

●平成3年7月・号外　発行 加治木町・編集 総務課 ☎ 62－2111●

学校給食が二日間休み

集中豪雨で町道が……

町水道課と学校給食共同調理場に通じる町道・千鳥、市ノ頭線と供用する宇曽ノ木川の堤防が六月十五日の豪雨で崩壊。ただちに県と対策が検討されましたが、何分災害が大きいため護岸復旧までの間、仮設道路の工事が発注されました。この工事で幼・小・中学校の給食が二日間中止となり、父兄らに協力を求め、子供たちは昼食には弁当を持参していました。

また、町内の数カ所で小規模の災害が発生しましたが、幸い負傷者はありませんでした。

台風

不気味な噴煙をあげる桜島

火砕流による大惨事

明日は我が身……

長崎の雲仙岳とフィリピンのピナツボ火山の火砕流による災害は、尊い人命を奪い、住居や田畑を焼きつくす大惨事となりました。

このニュースは、世界中を席巻し、はかり知れない宇宙の自然の摂理である〝大地の息吹〟に、我々人間は何ら抗ずべきことがなく、微々たる存在であることをあらためて思い知らされました。

しかし我々は、尊い人命を救うべく全智全能を結集し、災害に備えあらゆる防災対策を講じなければなりません。

みなさん、災害は「よその出来事」ではありません。特に鹿児島県は、毎日噴火を続ける桜島を抱えています。災害対策や避難訓練など常時心がけなければなりません。

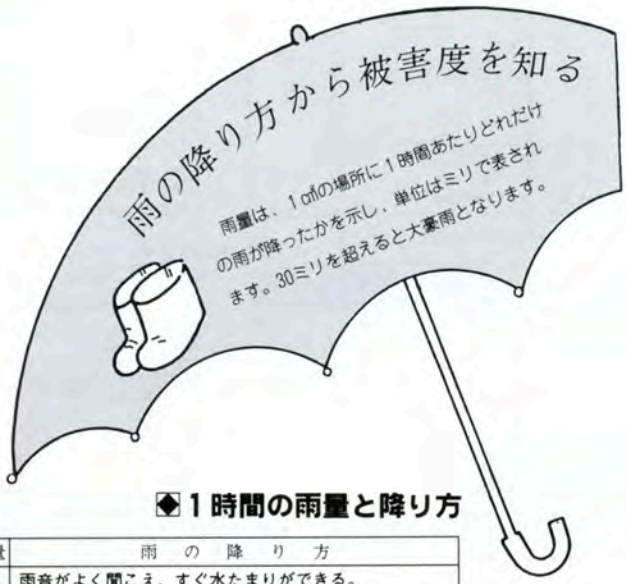

◆1時間の雨量と降り方

1時間の雨量	雨の降り方
5～10ミリ	雨音がよく聞こえ、すぐ水たまりができる。
10～20ミリ	雨音で話し声がよく聞こえないほど、地面一面に水たまりができる。
20～30ミリ	土砂降りで、がけくずれの危険がある。
30ミリ以上	危険地帯では避難体制に入らなければならない。

みんなの協力で、速やかな水防活動を。

緊急自動車を優先通行させて下さい

水防のため出動する自動車は、緊急自動車として通行を優先し、一時的に交通標識に従わずに通行することがあります。

水防活動時には立入が制限される場合があります

水防上必要のある場合、警戒区域を設定します。水防活動を速やかに行うため、堤防に車をとめたりしないよう協力してください。

住民の皆さんに水防活動への協力をお願いします

水害発生の危険がある場合、または災害発生の非常時に、周辺地区の方々に水防活動の協力をお願いすることがあります。

通信設備を優先して利用させて下さい

電話などの通信設備は、優先的に使えるように協力していただきます。

私有の樹木や土砂を使わせて頂くことがあります

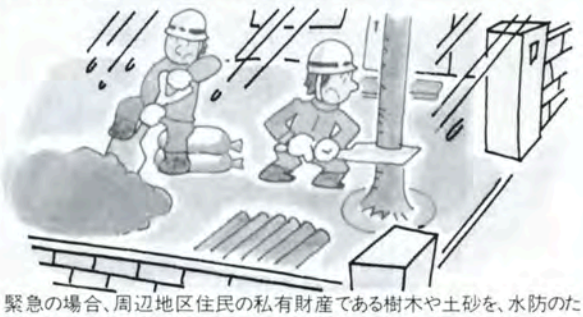

緊急の場合、周辺地区住民の私有財産である樹木や土砂を、水防のために使わせていただく場合があります。

立ち退き指示があった時は迅速に

立ち退き指示があったときは、あわてず騒がず迅速に従っていただきます。

いざという時の4つの心構え

危険な場所はありませんか？

近くに急な谷川や斜面はないか、危険を知らせる標識が立っている場所がないかなど、あらかじめ自分の目で確認しておきましょう。

雨に注意していますか？

大雨や長雨で危険だと思ったら、早めに避難しましょう。1時間に20ミリ以上、または降り始めてから100ミリ以上の降雨量になったら、土砂災害に対する十分な注意が必要です。

避難場所は決まっていますか？

普段から家族全員で、避難場所・避難する道順を決めておきましょう。災害が起きた時、家族のみんなが一緒にいないこともあります。そんな時も避難場所をみんなで決めておけば安心です。

逃げ方を知っていますか？

土石流はスピードが速いために、流れを背にして逃げたのでは追いつかれてしまいます。土石流から逃げる時には、流れと直角の方向に逃げましょう。

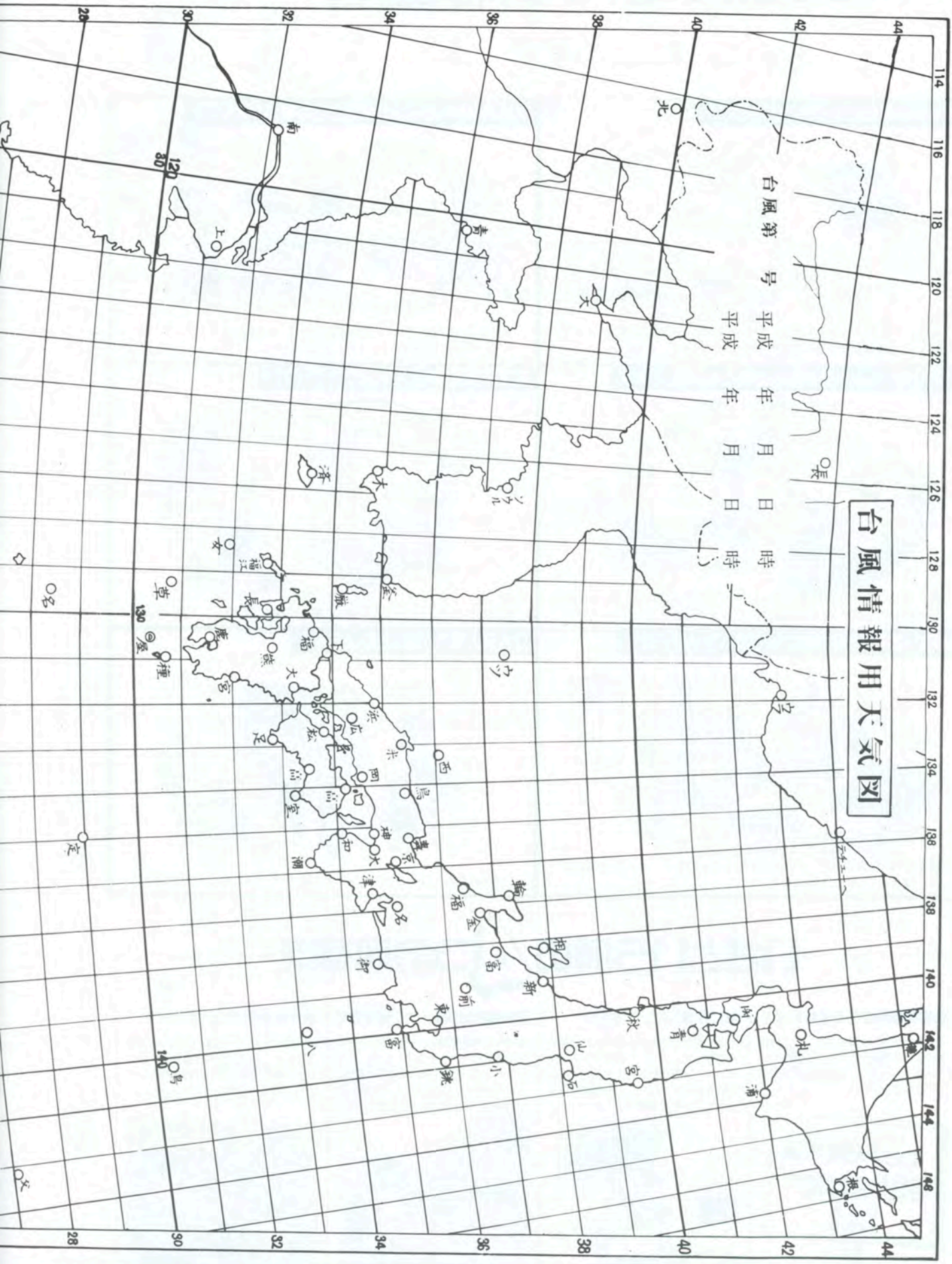

《見やすいように切り抜いてお使いください。校正は大きいほうがよいです》

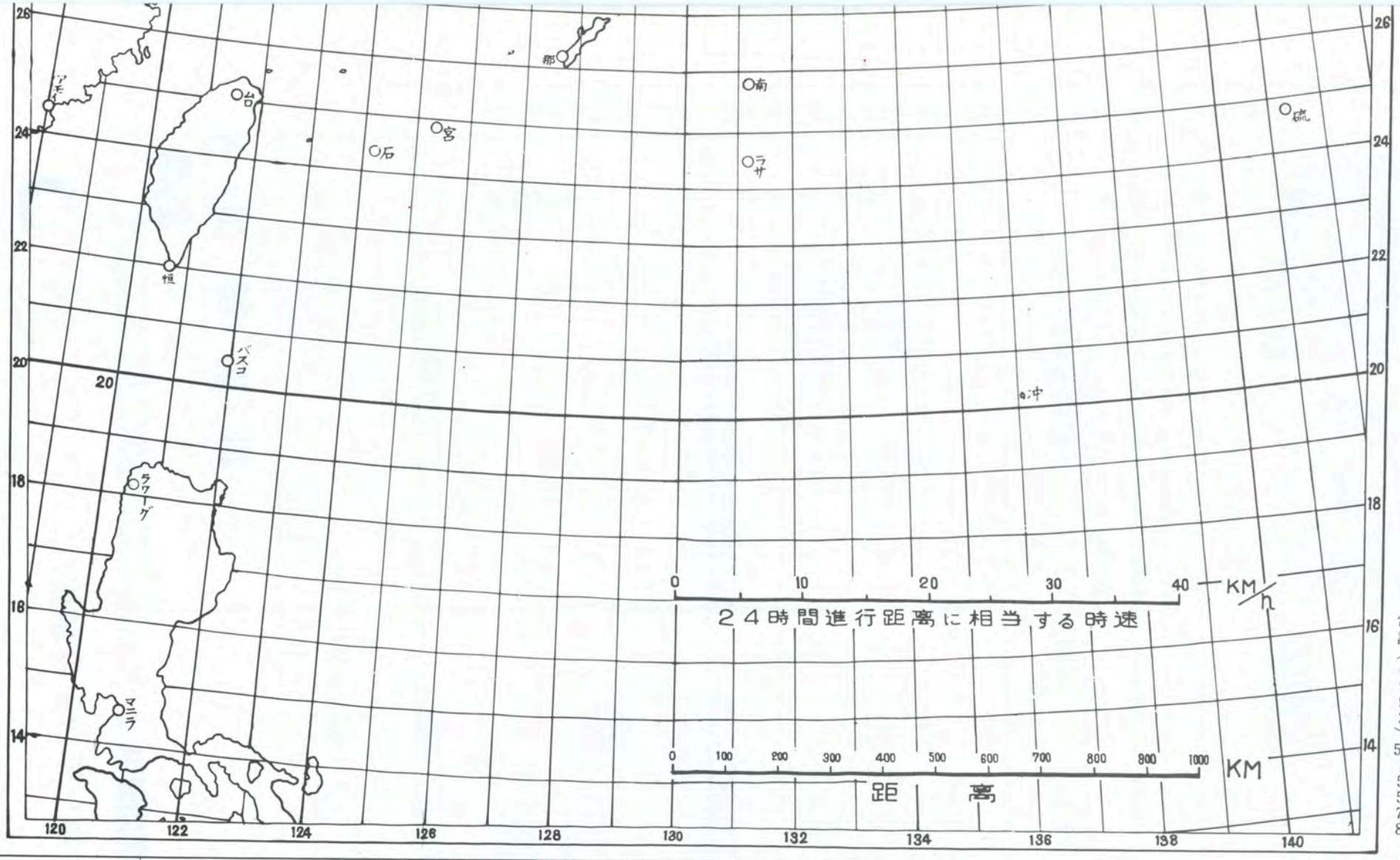

資料提供
鹿児島市荒田一丁目二四の十三号
財団法人日本気象協会鹿児島支部
電話（0992）54－5578

| 台風第　号 | 大きさと強さ;　　型で　　台風 | | |

災害などにあったとき 税金はどうなるの

▼『町　民　税』は……

町税では

区分		減免基準				
		要件	免除又は軽減の割合			期間
個人	死亡・障害者等	災害によって死亡・生活保護を受けることとなった場合，及び障害者となった場合	事由	軽減又は免除の割合		災害を受けた日以後に到来する納期に係る税額に対し適用
			死亡した場合	全部		
			生活保護を受けることとなった場合	全部		
			障害者となった場合	$\frac{9}{10}$		
	住宅・家財	自己（親族を含む）の所有に係る住宅，家財につき災害により受けた損害金額がその住宅又は家財の価格の$\frac{3}{10}$以上であるもので，前年中の所得が600万円以下の者	損害程度 / 合計所得金額	軽減又は免除の割合		〃
				$\frac{3}{10}$～$\frac{5}{10}$	$\frac{5}{10}$以上	
			300万円以下	$\frac{1}{2}$	全部	
			450 〃	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	
			450万円超	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{4}$	
	農作物	災害による被害額が当該農作物の平年における収入額の合計額の$\frac{3}{10}$以上であるもので，所得が600万円以下である者。（得所のうち農業所得以外の所得が240万円を超えるものを除く）	合計所得金額	軽減又は免除の割合		〃
			180万円以下	全部		
			240 〃	$\frac{8}{10}$		
			330 〃	$\frac{6}{10}$		
			450 〃	$\frac{4}{10}$		
			450万円超	$\frac{2}{10}$		

「加治木町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例」による措置

▽お問い合わせは
町税務課へ
（☎62－2111）
◎町民税……内線一〇二
◎固定資産税……内線一〇三

県税は加治木総務事務所へ ☎63－3111

▶申請用紙……税務課にあります。
▶申請期限……災害を受けた日から60日以内。
▶減免の税額……災害を受けた年度の納期末到来の税額に限ります。
▶調査方法……申請書の提出後，現況を調査し，減免の対象該当者か否かを決定します。

▼『固定資産税』は……

「加治木町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例」による措置

区分	減免基準			
	要件	免除又は軽減の割合		期間
農地又は宅地	その者の所有にかかる農地又は宅地につき災害により損害を受けた者	損害の程度	軽減または免除の割合	災害を受けた日以後に到来する納期に係る税額に適用
		被害面積が当該土地面積の $\frac{8}{10}$ 以上	全部	
		〃 $\frac{6}{10}$～$\frac{8}{10}$	$\frac{8}{10}$	
		〃 $\frac{4}{10}$～$\frac{6}{10}$	$\frac{6}{10}$	
		〃 $\frac{2}{10}$～$\frac{4}{10}$	$\frac{4}{10}$	
家屋	その者の所有にかかる家屋につき被害を受けた者	損害の程度	軽減又は免除の割合	〃
		全壊，流失，埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全部	
		主要構造部分が著しく損傷し，大修理を必要とする場合で，当該家屋の価格の $\frac{6}{10}$ 以上の価値を減じたとき	$\frac{8}{10}$	
		屋根，内装，外壁，建具等に損傷を受け，居住または使用目的を著しく損じた場合で，当該家屋の価格の $\frac{4}{10}$ 以上 $\frac{6}{10}$ 未満の価値を減じたとき	$\frac{6}{10}$	
		下壁，畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ，修理または取替を必要とする場合で，当該家屋の価格の $\frac{2}{10}$ 以上 $\frac{4}{10}$ 未満の価値を減じたとき	$\frac{4}{10}$	
農地又は宅地以外の土地	農地・宅地に準ずる			〃
償却資産	家屋に準ずる			〃

国税は加治木税務署へ ☎62—2161

避　難　場　所

＜施設　広場＞

町営体育館
本　町253　☎62－2111

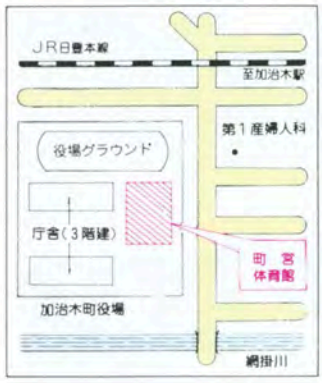

福祉センター
本　町403　☎63－2080

加治木中学校
反土2,162　☎63－1111

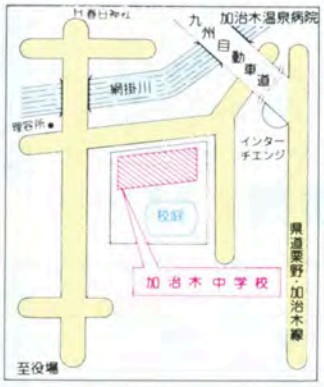

加治木工業高校
新富町131　☎62－3166

住応寺
朝日町187　☎62－2054

柁城小学校
仮屋町248　☎63－2552

錦江小学校
錦江町111　☎62－2359

岩原公民館
木　田725

弥勒公民館
木　田2,412

木田第2地区公民館
木田3,409-4

加治木小学校
反　±2,955　☎62－3156

竜門小学校
小山田1,364　☎63－3446

迫公民館
小山田6,114

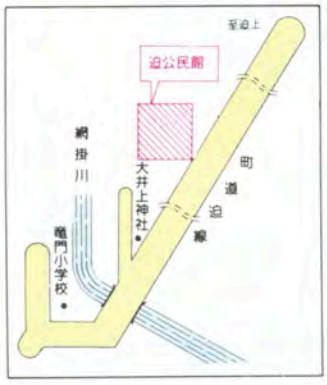

永原小学校
西別府645　☎62－2816

中野地区公民館
日木山1,169-3

辺川地区大字公民館
辺川801